明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二〇四）　二

○特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（二〇五）　二

〔規　則〕

○令和三年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会の運営の業務に従事する職員の職務に専念する義務の免除（**人事院**一四―二三）　五

〔告　示〕

○アイヌ施策推進地域計画を認定した件（**内閣府**一〇〇、一〇一）　五

○アイヌ施策推進地域計画の変更を認定した件（**同**一〇二～一〇五）　五

○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件（**法務**一四五、一四六）　六

○高速自動車国道に関する件（**国土交通**九〇一、九〇二）　六

○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（**同**九〇三～九〇六）　六

○砂防法第二条の土地を指定する件（**同**九〇七～九〇九）　八

○講習の実施機関から国土交通大臣への変更届出の件（**同**九一〇）　八

○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（**同**九一一、九一二）　八

○船舶安全法の規定に基づく認定事業場として認定した件（**同**九一三）　九

○道路に関する件（**中部地方整備局**九二～九四）　九

○道路に関する件（**中国地方整備局**七八）　九

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**九州地方整備局**一〇一）　九

〔人事異動〕

公正取引委員会　法務省　最高裁判所　一〇

〔叙位・叙勲〕　一〇

〔皇室事項〕　一一

〔官庁報告〕

官庁事項

人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、人事院規則一四―二三（令和三年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会の運営の業務に従事する職員の職務に専念する義務の免除）に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、決定した件（人事院公示八）　一二

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）　一二

〔公　告〕

諸事項

官庁

公認会計士懲戒処分、国営東条川二期土地改良事業計画、国営東条川土地改良事業計画の変更、猪名川土地改良区連合役員の退任及び就任、建設業の許可の取消処分関係　一三

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係　三〇

会社その他

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。